

令和6年度版

取得者 最大 **10** 万円

事業主 最大 **20** 万円

燕市 男性の育児休業 取得促進 奨励金

「つばめ子育て応援企業※」に勤務する男性従業員が育児休業を取得した場合に、育児休業取得者と事業主に奨励金を交付します。



燕市民の育休取得を
さらに後押し

市内に本社のあるつばめ子育て応援企業は、市外事業所に勤務する燕市民も対象に追加

申請手続き等は裏面へ

育休期間	取得者	事業主
連続5日以上 14日未満	5 万円	7 万円
連続14日以上 50日未満	5 万円	15 万円
連続又は分割で 50日以上	10 万円	20 万円

注：取得者への交付額は、子1人につき10万円を上限

注：事業主への交付額は、年度内20万円を上限

※「つばめ子育て応援企業」認定制度

燕市では、従業員に対する子育てで支援の取組を積極的に進めている企業を「つばめ子育て応援企業」として認定しています。

認定条件は、県のハッピー・パートナー企業に登録し、パパ・ママ子育て応援プラス認定を受けていることです。



新潟県も、男性の育児休業取得促進助成金を交付しています。詳細は、新潟県ホームページをご覧ください。



燕市 地域振興課 協働推進係
電話 0256-77-8361

✉ chiiki@city.tsubame.lg.jp

■ 交付要件

以下の全ての要件に該当する事業主・育休取得者が、奨励金の対象となります。
令和6年度から、燕市内に本社があるつばめ子育て応援企業は、燕市民に限り、市外の事業所に勤務する男性従業員も対象に追加しました。

<事業主>

- つばめ子育て応援企業であること
- 雇用保険の適用事業所であること
- 就業規則または労働協約等により育児休業制度を設けていること
- 燕市内の事業所に勤務する男性労働者が、2歳未満の子の養育のため下表の育休を取得し、職場復帰後1か月以上雇用を継続していること
- 市税等をそれぞれの納付期限内に納めていること
- 市やマスメディアの取材等広報に協力すること
- 燕市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行うものでないこと

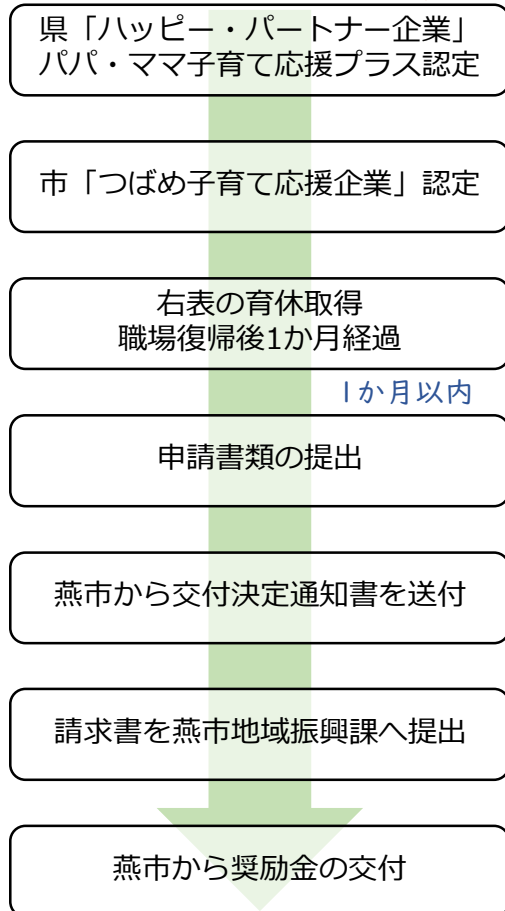
<育休取得者>

- つばめ子育て応援企業に認定された燕市内の事業所で勤務する男性労働者であること
- 雇用保険の被保険者として雇用されていること
- 常勤の国家公務員または地方公務員の身分を併せ持っていない者であること
- つばめ子育て応援企業に勤務する男性労働者で、2歳未満の子の養育のため下表の育休を取得し、職場復帰後1か月以上勤務していること
- 市税等をそれぞれの納付期限内に納めていること
- 市やマスメディアの取材等広報に協力すること
- 燕市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行うものでないこと

市外在住の
男性従業員も対象

まずは県と市の
認定申請を！

■ 申請手続き



育休期間
連続5日以上14日未満（所定労働日4日以上）
連続14日以上50日未満（所定労働日9日以上）
連続又は分割で50日以上（所定労働日30日以上）

<事業主>

- 交付申請書兼実績報告書（事業主用）
- 育児休業に関する労働協約または就業規則の写し
- 雇用保険適用事業所設置届の写し等雇用保険適用事業主が確認できるもの
- 育児休業申出書の写し
- 出勤簿の写し等育児休業取得状況及び職場復帰して1か経過が確認できるもの
- 暴力団排除に関する誓約書（事業主用）

<育休取得者>

- 交付申請書兼実績報告書（休業取得者用）
- 雇用保険被保険者証の写し
- 母子手帳の写し等育児休業に係る子との関係を証明できるもの
- 育児休業申出書の写し
- 出勤簿の写し等育児休業取得状況及び職場復帰して1か経過が確認できるもの
- 育児休業に関する体験記
- 暴力団排除に関する誓約書（休業取得者用）
- 納税証明書（燕市外在住の場合）

■ 燕市ホームページ 詳細や申請様式のダウンロードはこちら

<奨励金>



<認定制度>



<男性の育児休業取得促進奨励金>

https://www.city.tsubame.niigata.jp/soshiki/kikaku_zaisei/2/26/8778.html

<つばめ子育て応援企業認定制度>

https://www.city.tsubame.niigata.jp/soshiki/kikaku_zaisei/2/26/786.html